

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る  
事業計画の変更及び環境影響の変化の見込みについての修正（報告）

## 〈別添資料〉

鳥取県東部広域行政管理組合

## ○計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応は表-1(1)～(10)に示すとおりです。処理方式決定後には、提出済み評価書内容との比較検証を行い、環境影響評価条例の目的を達成するため、環境影響評価手続きで行った予測評価と同等の手続きを実施します。

表-1(1) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因		計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 <sup>注)</sup>
大気質	工事の実施	資材運搬車両等の走行	<p>施設規模を 270 t/日から 240 t/日に変更したことにより処理能力が縮小するほか、炉数が 3 炉体制から 2 炉体制に変更となるため、施設全体ボリュームについても小さいものとなり、これに伴い資材運搬車両台数も概ね減少すると考えられます。また、土地利用計画の一部変更に伴い、<u>改変面積（造成工事範囲の面積）が変更前と比較して約 1,500m<sup>2</sup>減少することから、造成工事に伴う資材運搬車両台数は概ね同程度またはそれ以下になるものと想定されます。</u></p> <p>なお、提出済み評価書では、3 方式のうち建物規模が最大となる「ストーカ+灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより施設規模は小さくなることから、資材運搬車両の走行に伴う排ガスによる環境影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
		造成工事	<p>土地利用計画の一部変更に伴い、<u>改変面積（造成工事範囲の面積）が変更前と比較して約 1,500m<sup>2</sup>減少することから、造成工事に伴う粉じんの発生量についても減少する見込みとなります。</u></p> <p>また、<u>施設の基本仕様において、処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質及び処理方式が変更となるものの、造成工事計画の内容に変更はなく、敷地境界に仮囲いを設置する等の粉じん防止対策の内容に変更はありません。</u></p> <p>以上のことから、<u>造成工事に係る粉じんの発生による環境影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</u></p>	△
	施設の供用	廃棄物運搬車両等の走行	<p>計画ごみ質の変更に伴いプラスチックの割合が減少し、<u>施設規模を 270 t/日から 240 t/日に変更したこと</u>に伴い処理能力が減少するほか、<u>土地利用計画が一部変更となるものの、現在稼働している圏域内の 4 施設に係る可燃物処理実績をベースに搬出入車両台数を算定していることから、廃棄物運搬車両台数に増減はないものと想定されます。</u></p> <p>以上のことから、提出済み評価書内容と比較して車両走行に伴う排ガスによる環境影響は変化しないものとなります。</p>	—

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

△：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。

—：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。

表一(2) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因	計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 <sup>注)</sup>
大気質	施設の 供用	<p><b>【煙突排ガスによる濃度（最大着地濃度及び周辺付加濃度）の観点】</b>            煙突排ガスによる濃度（最大着地濃度及び周辺付加濃度）については、<u>ごみ質の変更による熱量の微増（高質ごみの熱量が変更前の 1.01 倍程度（≒3,030 (kcal/kg) /2,990 (kcal/kg)）に伴い排ガス量がわずかに増加し（熱量と排ガス量が概ね比例すると仮定した場合、変更前の約 1.01 倍）、また、施設規模及び炉数の変更（処理能力 270 t の 3 炉体制から処理能力 240 t の 2 炉体制）により、1 炉あたりの処理能力が 1.33 倍（≒120 (t/炉) /90 (t/炉)）となることから、1 炉あたりの排ガス量は 1.33 倍程度に増加すると想定されるものの、施設全体の排ガス量は施設規模の縮小に伴い減少することとなります。</u>            なお、提出済み評価書では、3 方式のうち排ガス量が最大となる「ストーカ＋灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ＋灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより、煙突排ガスによる環境影響は提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になると想定されます。</p> <p><b>【最大着地濃度出現距離の観点】</b>            1 炉あたりの処理能力変更に伴う排ガス量及び排出熱量が増加することから有効煙突高が大きくなるため、<u>最大着地濃度出現距離は提出済み評価書内容と比較してやや大きくなります（計画地から 30m 程度遠ざかる）。さらに、ごみ質の変更に伴う排出熱量が変更前と比較して 1.01 倍程度と微増することに伴い、有効煙突高についても熱量との関係式 <math>b=a0.5</math> “b：有効煙突高、a：熱量”に基づき変更前の 1.005 倍程度と若干大きくなるため、最大着地濃度出現距離は提出済み評価書内容と比較してやや大きくなる（計画地から 10m 未満程度遠ざかる）ものと考えられます。</u>            以上から最大着地濃度出現距離は、処理能力変更による場合と併せて 40m 程度遠ざかるものとなります。            さらに、<u>土地利用計画が一部変更となるものの、煙突の配置等は変更しないことから、土地利用計画の一部変更による煙突排ガスが及ぼす環境影響（最大着地濃度出現距離）は変化しないものとなります。</u></p> <p><b>【煙突排ガスによる濃度及び最大着地濃度出現距離の両方の観点】</b>            提出済み評価書内容と比較して最大着地濃度出現距離は若干大きく（計画地から 40m 程度遠ざかる）なります。いっぽうで 1 炉あたりの処理能力が 1.33 倍となるため 1 炉あたりの排ガス量も 1.33 倍程度に増加し、排ガス濃度分布もやや大きくなると想定されるものの、<u>炉数減少（3 炉体制から 2 炉体制）に伴う施設規模縮小により施設全体の排ガス量が減少することから、最大着地濃度を含み濃度分布は提出済み評価書内容と比較して小さくなります。</u>            また、<u>一般に煙突高さや配置は、最大着地濃度、周辺付加濃度及び最大着地濃度出現距離に影響を及ぼします。しかしながら、炉数や炉の能力を変更したものの、炉ごとに煙突内筒を取り付けるほか、煙突の寸法に変更はありません。加えて、土地利用計画が一部変更となるものの、煙突配置等は変更しないことから、土地利用計画の一部変更による煙突排ガスが及ぼす環境影響（最大着地濃度、周辺付加濃度並びに最大着地濃度出現距離）は変化しないものとなります。</u>            以上で述べた 3 つの観点（最大着地濃度、周辺付加濃度及び最大着地濃度出現距離）につきましては、今後、処理方式等の詳細が決定した以降に定量的な再検証を行い、影響の変化について明らかに致します。            なお、提出済み評価書では煙突排ガスの影響が処理方式により異なるため、3 方式すべてのケースで予測評価を行っています。            以上のことから煙突排ガスによる影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になると想定されます。</p>	△

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

△：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。

－：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。

表-1(3) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因	計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 <sup>注)</sup>
騒音及び振動	資材運搬車両等の走行	<p>施設規模を270 t/日から240 t/日に変更したことにより処理能力が縮小するほか、<u>炉数が3炉体制から2炉体制に変更となるため、施設全体ボリュームについても小さいものとなり、全体の資材運搬車両等台数のほか、予測時期とした建築・設備工事時期のピーク日における資材運搬車両等台数も概ね減少すると考えられます。</u></p> <p>また、<u>土地利用計画の一部変更に伴い、改変面積（造成工事範囲の面積）が変更前と比較して約1,500m<sup>2</sup>減少することから、造成工事に伴う資材運搬車両台数は概ね同程度またはそれ以下になるものと想定されます。</u></p> <p>なお、提出済み評価書では、3方式のうち建物規模が最大となる「ストーカ+灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより建物規模が小さくなることから、資材運搬車両等の走行に伴う騒音振動の環境影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
	工事の実施	<p>施設規模を270 t/日から240 t/日に変更したことにより処理能力が縮小するほか、<u>炉数が3炉体制から2炉体制に変更となるため、施設全体ボリュームについても小さいものとなり、これに伴い、全体の建設機械台数は減少すると見込まれます。</u></p> <p>また、<u>土地利用計画の一部変更に伴い、改変面積（造成工事範囲の面積）が変更前と比較して約1,500m<sup>2</sup>減少することから、予測時期として設定した造成工事時期のピーク日建設機械稼働台数も概ね同程度またはそれ以下になるものと想定されます。</u></p> <p>なお、提出済み評価書では、3方式のうち建物規模が最大となる「ストーカ+灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより建物規模が小さくなることから、建設機械稼働に伴う騒音振動の環境影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
	建設機械の稼働	<p>施設規模を270 t/日から240 t/日に変更したことにより処理能力が縮小するほか、<u>炉数が3炉体制から2炉体制に変更となるため、施設全体ボリュームについても小さいものとなり、これに伴い、全体の建設機械台数は減少すると見込まれます。</u></p> <p>また、<u>土地利用計画の一部変更に伴い、改変面積（造成工事範囲の面積）が変更前と比較して約1,500m<sup>2</sup>減少することから、予測時期として設定した造成工事時期のピーク日建設機械稼働台数も概ね同程度またはそれ以下になるものと想定されます。</u></p> <p>なお、提出済み評価書では、3方式のうち建物規模が最大となる「ストーカ+灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより建物規模が小さくなることから、建設機械稼働に伴う騒音振動の環境影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
	施設の供用	<p>計画ごみ質の変更に伴いプラスチックの割合が減少し、<u>施設規模を270 t/日から240 t/日に変更したことにより処理能力が減少するほか、土地利用計画が一部変更となるものの、現在稼働している圏域内の4施設に係る可燃物処理実績をベースに搬出入車両等台数を算定していることから、廃棄物運搬車両等台数に増減はないものと想定されます。</u></p> <p>以上のことから、廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音振動の影響は、提出済み評価書内容と比較して変化しないものとなります。</p>	-
	施設の稼働	<p>施設規模を270 t/日から240 t/日に変更したことにより処理能力が縮小するほか、<u>炉数が3炉体制から2炉体制に変更となるため、施設全体ボリュームについても小さいものとなります。</u></p> <p>また、<u>土地利用計画が一部変更となるものの、建物配置や設備機器等は変更とはならず、建物と敷地境界までの距離も同等であることから、施設の稼働による騒音・振動の影響は同等程度になるものと想定されます。</u></p> <p>なお、提出済み評価書では、3方式のうち建物規模が最大となる「ストーカ+灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより建物規模が小さくなることから、施設の稼働に伴う騒音振動の影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

△：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。

-：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。

表-1(4) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因	計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 <sup>注)</sup>
悪臭	施設の供用	<p><b>【煙突排ガスによる濃度（最大着地濃度及び周辺付加濃度）の観点】</b>            煙突排ガスによる濃度（最大着地濃度及び周辺付加濃度）については、<u>ごみ質の変更による熱量の微増（高質ごみの熱量が変更前の 1.01 倍程度（≒3,030 (kcal/kg) /2,990 (kcal/kg)）に伴い排ガス量がわずかに増加し（熱量と排ガス量が概ね比例すると仮定した場合、変更前の約 1.01 倍）、また、施設規模及び炉数の変更（処理能力 270 t の 3 炉体制から処理能力 240 t の 2 炉体制）により、1 炉あたりの処理能力が 1.33 倍（≒120 (t/炉) /90 (t/炉)）となることから、1 炉あたりの排ガス量は 1.33 倍程度に増加すると想定されるもの、施設全体の排ガス量は施設規模の縮小に伴い減少することとなります。</u>            なお、提出済み評価書では、3 方式のうち排ガス量が最大となる「ストーカ+灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより、煙突排ガスによる環境影響は提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になると想定されます。</p> <p><b>【最大着地濃度出現距離の観点】</b>            1 炉あたりの処理能力変更に伴う排ガス量及び排出熱量が増加することから有効煙突高が大きくなるため、<u>最大着地濃度出現距離は提出済み評価書内容と比較してやや大きくなります（計画地から 30m 程度遠ざかる）。さらに、ごみ質の変更に伴う排出熱量が変更前と比較して 1.01 倍程度と微増することに伴い、有効煙突高についても熱量との関係式 <math>b=a \cdot 0.5</math> “b：有効煙突高、a：熱量”に基づき変更前の 1.005 倍程度と若干大きくなるため、最大着地濃度出現距離は提出済み評価書内容と比較してやや大きくなる（計画地から 10m 未満程度遠ざかる）ものと考えられます。</u>  <u>以上から最大着地濃度出現距離は、処理能力変更による場合と併せて 40m 程度遠ざかるものとなります。</u>  <u>さらに、土地利用計画が一部変更となるものの、煙突の配置等は変更しないことから、土地利用計画の一部変更による煙突排ガスが及ぼす環境影響（最大着地濃度出現距離）は変化しないものとなります。</u></p> <p><b>【煙突排ガスによる濃度及び最大着地濃度出現距離の両方の観点】</b>  <u>提出済み評価書内容と比較して最大着地濃度出現距離は若干大きく（計画地から 40m 程度遠ざかる）なります。いっぽうで 1 炉あたりの処理能力が 1.33 倍となるため 1 炉あたりの排ガス量も 1.33 倍程度に増加し、排ガス濃度分布もやや大きくなると想定されるものの、炉数減少（3 炉体制から 2 炉体制）に伴う施設規模縮小により施設全体の排ガス量が減少することから、最大着地濃度を含む濃度分布は提出済み評価書内容と比較して小さくなります。</u>  <u>また、一般に煙突高さや配置は、最大着地濃度、周辺付加濃度及び最大着地濃度出現距離に影響を及ぼします。しかしながら、炉数や炉の能力を変更したものの、炉ごとに煙突内筒を取り付けるほか、煙突の寸法に変更はありません。加えて、土地利用計画が一部変更となるものの、煙突配置等は変更しないことから、土地利用計画の一部変更による煙突排ガスが及ぼす環境影響（最大着地濃度、周辺付加濃度並びに最大着地濃度出現距離）は変化しないものとなります。</u>  <u>以上で述べた 3 つの観点（最大着地濃度、周辺付加濃度及び最大着地濃度出現距離）につきましては、今後、処理方式等の詳細が決定した以降に定量的な再検証を行い、影響の変化について明らかに致します。</u>            なお、提出済み評価書では煙突排ガスの影響が処理方式により異なるため、3 方式すべてのケースで予測評価を行っています。            以上のことから、煙突排ガスによる最大着地濃度出現地点における臭気指数は、提出済み評価書において予測を行ったすべてのケースで 10 未満になると考えられ、提出済み評価書内容と比較して同等程度またはそれ以下になると想定されます。</p>	△

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

△：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。

－：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。

表-1(5) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因		計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 <sup>注)</sup>
悪臭	施設の供用	施設からの臭気の漏洩	<p>施設規模を 270 t/日から 240 t/日に変更したことにより処理能力が縮小するため、類似事例の悪臭測定結果の対象とした米子市クリーンセンターの処理能力(270 t/日)と比較して敷地境界における施設からの臭気の漏洩は小さいものとなります。</p> <p>また、<u>土地利用計画が一部変更となるものの、建物配置等は変更とはならず、建物と敷地境界までの距離も同等であることから、施設からの臭気の漏えいによる影響は概ね同程度になるものと想定されます。</u></p> <p>なお、本事業では、炉数の変更(処理能力 270 t の 3 炉体制から処理能力 240 t の 2 炉体制)に伴い貯留量が多くなることからピット容量についてもやや大きくなるとともに、処理対象物の変更があるものの、施設からの悪臭防止対策として、ごみピット内の空気を燃焼用空気として強制的に吸引し、ごみピット内を常に負圧に保ち、臭気が漏れないようにし、炉内では高温で熱分解し、脱臭するとともに、ごみピットには投入扉を設け、ごみ投入時以外は閉じておく計画としているほか、プラットホーム内の出入口にはエアカーテン及び自動扉を設置し、臭気の流出を防止するとともに、プラットホームは定期的に清掃し、悪臭の発生を防止するなどの悪臭防止対策の内容に変更はないことから、施設からの漏洩による悪臭の影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
水質・底質 ・地下水	工事の実施	造成工事	<p><u>土地利用計画の一部変更に伴い、改変面積(造成工事範囲の面積)が変更前と比較して約 1,500m<sup>2</sup>減少することから、これによる造成工事に伴う濁水の発生量についても減少する見込みとなります。</u></p> <p>また、施設の基本仕様である処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質及び処理方式が変更となるものの、<u>これらに基づく濁水の発生量に変化はなく、十分な貯留容量を有する沈砂槽を設置して一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に排水路を経て公共用水域に放流する計画であるほか、水生生物への影響を回避するため、凝集剤等は極力使用しないなどの濁水防止対策内容に変更はありません。</u></p> <p>以上のことから、造成工事による公共用水域への濁水の影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
	施設の供用	施設の稼働	<p>施設規模の変更及び炉数の変更(処理能力 270 t の 3 炉体制から処理能力 240 t の 2 炉体制)に伴い、1 炉あたりの処理能力は大きくなる(90 t/日から 120 t/日)ものの、施設規模の縮小に伴い、施設全体の排水量等は<u>同等またはそれ以下になるものと想定されます。</u></p> <p>処理方式、ごみ質、<u>土地利用計画の一部変更に伴う排水量及び水質の変化はほとんど無く、計画施設からのごみピット汚水は炉内で高温酸化処理を行い、プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流するなどの水質汚濁防止対策の内容に変更はありません。</u></p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴う汚水の発生及び雨水の放流による影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
地形・地質	工事の実施	造成工事	<p><u>土地利用計画の一部変更に伴い、改変面積(造成工事範囲の面積)が変更前と比較して約 1,500m<sup>2</sup>減少することから、造成工事による切土量も減少する見込みとなります。</u></p> <p>また、施設の基本仕様である処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質及び処理方式の変更となるものの、<u>これらに基づく切土量に変化はなく、現状の地形を生かした最小限の切土量とするよう配慮するなどの保全措置の内容に変更はありません。</u></p> <p>以上のことから、土地造成工事の実施による地質への改変程度は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

- △：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。
- －：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。

表一(6) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因	計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 <sup>注)</sup>
土壌	施設の 供用	<p><b>【煙突排ガスによる濃度（最大着地濃度及び周辺付加濃度）の観点】</b>            煙突排ガスによる濃度（最大着地濃度及び周辺付加濃度）については、<u>ごみ質の変更による熱量の微増（高質ごみの熱量が変更前の 1.01 倍程度（≒3,030 (kcal/kg) /2,990 (kcal/kg)）に伴い排ガス量がわずかに増加し（熱量と排ガス量が概ね比例すると仮定した場合、変更前の約 1.01 倍）、また、施設規模及び炉数の変更（処理能力 270 t の 3 炉体制から処理能力 240 t の 2 炉体制）により、1 炉あたりの処理能力が 1.33 倍（≒120 (t/炉) /90 (t/炉)）となることから、1 炉あたりの排ガス量は 1.33 倍程度に増加すると想定されるもの、施設全体の排ガス量は施設規模の縮小に伴い減少することとなります。</u>            なお、提出済み評価書では、3 方式のうち排ガス量が最大となる「ストーカ＋灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ＋灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより、煙突排ガスによる環境影響は提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になると想定されます。</p> <p><b>【最大着地濃度出現距離の観点】</b>            1 炉あたりの処理能力変更に伴う排ガス量及び排出熱量が増加することから有効煙突高が大きくなるため、<u>最大着地濃度出現距離は提出済み評価書内容と比較してやや大きくなります（計画地から 30m 程度遠ざかる）。</u>さらに、<u>ごみ質の変更に伴う排出熱量が変更前と比較して 1.01 倍程度と微増することに伴い、有効煙突高についても熱量との関係式 <math>b=a \cdot 0.5</math> “b：有効煙突高、a：熱量”に基づき変更前の 1.005 倍程度と若干大きくなるため、最大着地濃度出現距離は提出済み評価書内容と比較してやや大きくなる（計画地から 10m 未満程度遠ざかる）ものと考えられます。</u>            以上から最大着地濃度出現距離は、処理能力変更による場合と併せて 40m 程度遠ざかるものとなります。            さらに、<u>土地利用計画が一部変更となるものの、煙突の配置等は変更しないことから、土地利用計画の一部変更による煙突排ガスが及ぼす環境影響（最大着地濃度出現距離）は変化しないものとなります。</u></p> <p><b>【煙突排ガスによる濃度及び最大着地濃度出現距離の両方の観点】</b>  <u>提出済み評価書内容と比較して最大着地濃度出現距離は若干大きく（計画地から 40m 程度遠ざかる）なります。いっぽうで 1 炉あたりの処理能力が 1.33 倍となるため 1 炉あたりの排ガス量も 1.33 倍程度に増加し、排ガス濃度分布もやや大きくなると想定されるものの、炉数減少（3 炉体制から 2 炉体制）に伴う施設規模縮小により施設全体の排ガス量が減少することから、最大着地濃度を含む濃度分布は提出済み評価書内容と比較して小さくなります。</u>  <u>また、一般に煙突高さや配置は、最大着地濃度、周辺付加濃度及び最大着地濃度出現距離に影響を及ぼします。しかしながら、炉数や炉の能力を変更したものの、炉ごとに煙突内筒を取り付けるほか、煙突の寸法に変更はありません。加えて、土地利用計画が一部変更となるものの、煙突配置等は変更しないことから、土地利用計画の一部変更による煙突排ガスが及ぼす環境影響（最大着地濃度、周辺付加濃度並びに最大着地濃度出現距離）は変化しないものとなります。</u>  <u>以上で述べた 3 つの観点（最大着地濃度、周辺付加濃度及び最大着地濃度出現距離）につきましては、今後、処理方式等の詳細が決定した以降に定量的な再検証を行い、影響の変化について明らかに致します。</u>            なお、提出済み評価書では煙突排ガスの影響が処理方式により異なるため、3 方式すべてのケースで予測評価を行っています。            以上のことから、煙突排ガスによる土壌中ダイオキシン類に係る影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になると想定されます。</p>	△

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

△：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。

－：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。

表-1(7) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因		計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 <sup>注)</sup>
植物	工事の実施	造成工事	<p><u>土地利用計画の一部変更に伴い、改変面積（造成工事範囲の面積）が変更前と比較して約1,500m<sup>2</sup>減少すること、残置森林の面積は変更前と同様とすることから植物相、植物群落、植生自然度への影響は小さくなるものと考えます。</u></p> <p><u>変更となる区域では植物の重要種は生育しておらず、株数の増減について変更はありません。</u></p> <p><u>また、施設の基本仕様である処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質及び処理方式が提出済み評価書内容と比較して変更となるものの、これらに基づく切土及び盛土の造成工事計画の内容に変更はなく、保全すべき対象について適切な代替地を設けて移植を行う等の環境保全措置についても変更はありません。</u></p> <p>以上のことから、造成工事に伴う植物への影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
動物	工事の実施	造成工事	<p><u>土地利用計画の一部変更に伴い、改変面積（造成工事範囲の面積）が変更前と比較して約1,500m<sup>2</sup>減少すること、残置森林の面積は変更前と同様とすることから生息環境、動物相への影響は小さくなるものと考えます。</u></p> <p><u>変更となる区域では動物の予測対象種は確認されておらず、予測対象種の確認数の増減について変更はありません。</u></p> <p><u>また、施設の基本仕様である処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質及び処理方式が提出済み評価書内容と比較して変更となるものの、切土及び盛土の造成計画の内容に変更はなく、移殖やピオトープ等を整備する等の環境保全措置についても変更はありません。</u></p> <p><u>造成工事の濁水による影響についても、土地利用計画の一部変更に伴い、改変面積（造成工事範囲の面積）が変更前と比較して約1,500m<sup>2</sup>減少することから、これによる造成工事に伴う濁水の発生量についても減少する見込みとなります。</u></p> <p>以上のことから、造成工事に伴う動物への影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
	工事の実施	建設機械の稼働	<p><u>土地利用計画の一部変更に伴い、改変面積（造成工事範囲の面積）が変更前と比較して約1,500m<sup>2</sup>減少することから、騒音・振動による動物の忌避範囲についても減少し、予測対象種の生息環境への影響は小さくなるものと考えます。</u></p> <p><u>また、施設規模を270t/日から240t/日に変更したことにより処理能力が縮小するほか、炉数が3炉体制から2炉体制に変更となるため、施設全体ボリュームについても小さいものとなり、これに伴い、全体の建設機械台数は減少すると見込まれます。</u></p> <p><u>なお、提出済み評価書では、3方式のうち建物規模が最大となる「ストーカ+灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより建物規模が小さくなります。</u></p> <p>以上のことから、建設機械稼働に伴う騒音振動が注目すべき種（ほ乳類、鳥類）の生息状況に与える影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

△：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。

－：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。



表-1(8) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因		計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 <sup>注)</sup>
動物	施設の供用	施設の稼働	<p>施設の稼働に伴う騒音振動の影響については、施設規模を270 t/日から240 t/日に変更したことにより処理能力が縮小するほか、炉数が3炉体制から2炉体制に変更となるため、施設全体ボリュームについても小さいものとなります。</p> <p>また、<u>土地利用計画が一部変更となるものの、建物配置や設備機器等は変更とはならず、建物と敷地境界までの距離も同等であることから、施設の稼働による騒音・振動の影響は同等程度になるものと想定されます。</u></p> <p>なお、提出済み評価書では、3方式のうち建物規模が最大となる「ストーカ+灰溶解方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶解方式」が処理方式選考の対象外となったことにより建物規模が小さくなります。</p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴う騒音振動が注目すべき種（ほ乳類、鳥類）の生息状況に与える影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p> <p>施設の稼働に伴う汚水の影響については、<u>施設規模の変更及び炉数の変更（処理能力270 tの3炉体制から処理能力240 tの2炉体制）に伴い、1炉あたりの処理能力は大きくなる（90 t/日から120 t/日）ものの、施設規模が減少することから、施設全体の排水量等は同等またはそれ以下になるものと想定されます。</u></p> <p>また、<u>処理方式、ごみ質、土地利用計画の一部変更に伴う排水量及び水質の変化はほとんど無く、計画施設からのごみピット汚水は炉内で高温酸化処理を行い、プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流するなどの水質汚濁防止対策の内容に変更はありません。</u></p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴う汚水が注目すべき両生類の生息状況に与える影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
水生生物	工事の実施	造成工事	<p>造成工事に伴う影響については、<u>土地利用計画の一部変更に伴い、<b>改変面積（造成工事範囲の面積）が変更前と比較して約1,500m<sup>2</sup>減少するものの、水路等については変更前とほぼ同様であり、水生生物の生息環境への影響については変化はありません。</b></u></p> <p><u>変更となる区域で確認された貴重種はゲンジボタルの成虫延べ4個体であり、これについては対象事業実施区域から除外されることとなるため、事業による影響は小さくなると考えます。</u></p> <p>また、<u>施設の基本仕様である処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質及び処理方式が変更となるものの、切土及び盛土の造成計画の内容に変更はなく、ため池の生物について本事業の施工時に確認された場合付近のため池に移殖を行う等の環境保全措置の内容についても変更はありません。</u></p> <p>以上のことから、造成工事に伴う注目すべき種の生息環境への影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p> <p>造成工事の濁水の発生による影響についても、<u>土地利用計画の一部変更に伴い、<b>改変面積（造成工事範囲の面積）が変更前と比較して約1,500m<sup>2</sup>減少することから、これによる造成工事に伴う濁水の発生量についても減少する見込みとなります。</b></u></p> <p>また、<u>施設の基本仕様である処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質及び処理方式が変更となるものの、これらに基づく濁水の発生量に変化はなく、十分な貯留容量を有する沈砂槽を設置して一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に排水路を経て公共用水域に放流する計画であるほか、水生生物への影響を回避するため、凝集剤等は極力使用しないなどの濁水防止対策内容に変更はありません。</u></p> <p>以上のことから、造成工事の濁水による注目すべき種に係る生息状況の変化は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

△：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。

－：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。

表一(9) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因		計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 <sup>注)</sup>
水生生物	施設の供用	施設の稼働	<p>施設の稼働に伴う汚水の影響については、施設規模の変更及び炉数の変更（処理能力 270 t の 3 炉体制から処理能力 240 t の 2 炉体制）に伴い、1 炉あたりの処理能力は大きくなる（90 t/日から 120 t/日）ものの、施設規模が減少することから、施設全体の排水量等は同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p> <p>また、処理方式、ごみ質、土地利用計画の一部変更に伴う排水量及び水質の変化はほとんど無く、計画施設からのごみピット汚水は炉内で高温酸化処理を行い、プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流するなどの水質汚濁防止対策の内容に変更はありません。</p> <p>以上のことから、汚水の発生に伴う注目すべき種に係る生息状況の変化は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
生態系	工事の実施	造成工事	<p>造成工事に伴う影響については、土地利用計画の一部変更に伴い、<u>改変面積（造成工事範囲の面積）が変更前と比較して約 1,500m<sup>2</sup>減少することから、フクロウの分布状況、フクロウの餌環境、モリアオガエルの生息環境への影響は小さくなるものと考えます。モリアオガエル、タゴガエルの産卵環境については変化はありません。</u></p> <p>また、施設の基本仕様である処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質及び処理方式が変更となるものの、直接的に改変される範囲に変更はなく、対象事業実施区域内に新たに緑地を設け周辺の自然環境に配慮する等の環境保全措置の内容についても変更はありません。</p> <p>以上のことから、造成工事に伴う地域を特徴づける生態系の変化は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
	施設の供用	施設の存在	<p>生息地の分断・移動経路の変化に及ぼす影響については、<u>土地利用計画の一部変更があるものの、ホンドリジカの移動経路については変更前と同等であり、影響の内容に変化はないものと考えます。</u></p> <p>また、施設の基本仕様である処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質及び処理方式が変更となるものの、緑化計画に変更はなく、生物の移動経路を確保するため、対象事業実施区域南側の敷地境界付近に低木による植栽を行い、分断される樹林への移動経路を確保するといった環境保全措置の内容についても変更はありません。</p> <p>以上のことから、施設の存在・供用による生息地の分断・移動経路の変化に及ぼす影響は、提出済み評価書内容と比較して変化しないものとなります。</p>	—
景観	施設の供用	施設の存在	<p>施設規模を 270 t/日から 240 t/日に変更したことにより処理能力が縮小するほか、炉数が 3 炉体制から 2 炉体制に変更となるため、施設全体ボリュームについても小さいものとなります。</p> <p>なお、土地利用計画の一部変更に伴い、擁壁等が残置森林や既存道路となることから、景観構成要素に占める人工的構造物の割合は減少することとなります。</p> <p>また、提出済み評価書では、3 方式のうち建物規模が最大となる「ストーカ+灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより建物規模が小さくなります。</p> <p>以上のことから、建築物・工作物等の出現による主要な眺望景観の改変の程度は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

△：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。

—：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。

表-1(10) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因		計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 <sup>注)</sup>
触れ合い活動の場	工事の実施	資材運搬車両等の走行	<p>施設規模を270 t/日から240 t/日に変更したことにより処理能力が縮小するほか、炉数が3炉体制から2炉体制に変更となるため、施設全体ボリュームについても小さいものとなり、全体の資材運搬車両等台数のほか、予測時期とした建築・設備工事時期のピーク日における資材運搬車両等台数も概ね減少すると考えられます。</p> <p>また、土地利用計画の一部変更に伴い、<u>改変面積（造成工事範囲の面積）が変更前と比較して約1,500m<sup>2</sup>減少することから、造成工事に伴う資材運搬車両台数は概ね同程度またはそれ以下になるものと想定されます。</u></p> <p>なお、提出済み評価書では、3方式のうち建物規模が最大となる「ストーカ+灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより建物規模が小さくなります。</p> <p>以上のことから、資材運搬車両等の走行に伴う触れ合い活動の場に係る影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
	施設の供用	廃棄物運搬車両等の走行	<p>計画ごみ質の変更に伴いプラスチックの割合が減少し、施設規模を270 t/日から240 t/日に変更したことにより処理能力が減少するほか、土地利用計画が一部変更となるものの、現在稼働している圏域内の4施設に係る可燃物処理実績をベースに搬出入車両等台数を算定していることから、廃棄物運搬車両等台数に増減はないものと想定されます。</p> <p>以上のことから、提出済み評価書内容と比較して廃棄物運搬車両走行に伴う触れ合い活動の場に係る影響の変化はないものとなります。</p>	—
廃棄物等	工事の実施	廃棄物の発生	<p>施設規模を270 t/日から240 t/日に変更したことにより処理能力が縮小するほか、炉数が3炉体制から2炉体制に変更となるため、施設全体ボリュームについても小さいものとなります。これに伴い、延床面積も減少するため、廃棄物発生量も減少すると見込まれます。</p> <p><u>土地利用計画の一部変更に伴い、擁壁等が残置森林や既存道路となり、擁壁等の面積が減少することから廃棄物発生量についてさらに減少すると見込まれます。</u></p> <p>また、廃棄物の再生利用及び処理・処分方法に変更はないほか、可能な限り再資源化するなどの環境保全措置の内容についても変更はありません。</p> <p>なお、提出済み評価書では、3方式のうち建物規模が最大となる「ストーカ+灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより建物規模が小さくなります。</p> <p>以上のことから、建設工事に伴う廃棄物の発生による影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
	施設の供用	施設の稼働	<p>施設規模を270 t/日から240 t/日に変更したことにより処理能力が縮小するほか、炉数が3炉体制から2炉体制に変更となるため、施設全体ボリュームについても小さいものとなり、施設から発生する廃棄物発生量についても減少するものとなります。</p> <p>また、土地利用計画の一部変更に伴う廃棄物発生量について変更はなく、本計画では、基本的に可燃ごみ処理後に発生する残渣は、再利用または埋立処分する計画であり、これら環境保全措置の内容についても変更はありません。</p> <p>なお、提出済み評価書では廃棄物の種類及び発生量が処理方式により異なるため、3方式すべてのケースで予測評価を行っています。</p> <p>以上のことから、廃棄物発生による影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

△：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。

—：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。

表-1(11) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因		計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 <sup>注)</sup>
温室効果ガス等	施設の供用	施設の稼働	<p>ごみ質変更に伴いプラスチックの割合が減少することにより発熱量が低くなるほか、炉数の変更（270 tで3炉体制から240 tで2炉体制）に伴い、1炉あたりの処理能力が90 t/日から120 t/日と大きくなるものの、施設規模が270 t/日から240 t/日になることにより計画施設から排出される温室効果ガスの二酸化炭素換算量は提出済み評価書内容と比較して年間あたり数千トン減少すると考えられるいっぽうで、発電により削減（余剰電力の売電）できる二酸化炭素量については数百トン程度減少すると見込まれます。</p> <p>処理方式の違いによる温室効果ガス排出量（ごみ焼却処理量及びプラスチック処理量）の変化はほとんどなく、施設の設備機器は省エネルギー型の採用に努めるなどの環境保全措置の内容について変更はありません。また、<u>土地利用計画の一部変更となるものの、施設の稼働に伴う温室効果ガス排出量の変化はありません。</u></p> <p><u>なお、予測評価は売電量（温室効果ガス削減量）が最も小さい「ガス化熔融方式」で行っています。</u></p> <p>以上のことから、温室効果ガス発生による影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になると想定されます。</p>	△

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

△：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。

－：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。